

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう  
 に改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(連結の範囲)            第三条 「略」</p> <p>2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第五十四条第四項第二号において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「略」</p> <p>(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー)            第五十四条 「略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャーのうち、国際統一基準については総自己資本の額（第二条第三号の算式におけ</p>	<p>(連結の範囲)            第三条 「同上」</p> <p>2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第十五条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー)            第五十四条 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

る総自己資本の額をいう。)に、国内基準行については自己資本の額(第十四条の算式における自己資本の額をいう。)にそれぞれ十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。

一 我が国の政府関係機関又はその子法人等(以下この号において「政府関係機関等」という。)と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。

二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。

イ 規則第三十四条の十六第三項に規定する会社

ロ 規則第三十四条の十六第四項に規定する会社

ハ 規則第三十四条の十六第六項及び第三十四条の二十三日の二第一項に規定する会社

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の二、第五十六条の二の三及び第五十六条の四の二において同じ。)の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達

(他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の二、第五十六条の二の三及び第五十六条の四の二において同じ。)の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達

手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十四条 第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当する

手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十四条 第五十四条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当する

もの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

もの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセント）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。